

板橋区版放課後対策事業実施要綱

(平成21年3月19日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、放課後における児童の健全な居場所づくりを推進するため、板橋区版放課後対策事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業名)

第2条 板橋区版放課後対策事業の事業名は、「あいキッズ」とする。

(趣旨)

第3条 板橋区版放課後対策事業（以下「あいキッズ」という。）は、区立小学校において、次の各号に掲げる目的をもって行う。

- (1) 放課後等に学校施設等を活用し、遊び、学習、スポーツ、文化活動、体験交流活動等の取り組みを通して、児童の自主性及び社会性を育てること。
- (2) 保護者や地域住民の参画の下、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進すること。
- (3) 保護者が就労している等の家庭環境にある児童に対して、生活指導及び健康管理その他の当該児童に必要とされるサービスを提供すること。

(実施主体)

第4条 あいキッズの実施主体は、板橋区教育委員会とする。

2 あいキッズは、当該あいキッズを運営するに相当と認められる学校法人、社会福祉法人その他の公益法人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又はこれに類する東京都板橋区立児童館条例施行規則（平成8年12月2日板橋区規則第67号。以下「規則」という。）で定める事業を運営している法人等に、委託して実施することができる。

(実施場所)

第5条 あいキッズの実施場所は、区立小学校の施設及びあいキッズ専用室とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、他の施設を実施場所とすることができる。

(対象児童)

第6条 あいキッズの対象児童は、区内在住の小学生とする。ただし、次条に定める学童クラブ登録については、この限りでない。

(登録区分及び登録方法)

第7条 あいキッズを利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、登録しなければならない。

(1) 一般登録 あいキッズを実施する区立小学校に通う児童並びに当該区立小学校の学区域に居住する私立小学校及び特別支援学校に通う児童のうち、次号に定める学童クラブ登録の児童以外の児童が利用する登録区分

(2) 学童クラブ登録 東京都板橋区立児童館条例（平成8年12月2日板橋区条例第43号。以下「条例」という。）及び規則に定める学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の入会を承認された児童が利用する登録区分

2 あいキッズの登録方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般登録 所定の申込書による。

(2) 学童クラブ登録 学童クラブの入会を承認された児童につき、学童クラブ登録がなされたものとみなす。

（事業）

第8条 あいキッズは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を実施する。

(1) 一般登録

ア 児童の健全な居場所づくり

イ 宿題及び家庭学習等の学習支援

ウ 児童の自由遊びの援助のほか、文化、スポーツ、遊び、及び地域社会との体験交流活動等のプログラム提供

(2) 学童クラブ登録 前号に掲げるもののほか、学童クラブの事業

（実施日及び時間）

第9条 あいキッズ（学童クラブ登録を除く。以下この条において同じ。）の実施日は、次の各号に掲げる日を除き、月曜日から金曜日までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から同月31日まで

(3) 1月2日及び同月3日

2 あいキッズの実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 開始時刻

ア 学校運営日 放課後の開始時

イ 三季休業日、都民の日、開校記念日、卒業式及び運動会の振替日等 午前8時30分

(2) 終了時刻

ア 3月1日から9月30日まで 午後5時

イ 10月1日から2月末日まで 午後4時30分

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めた場合は、実施日及び実施時間を変更することができる。

(利用料)

第10条 あいキッズの利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般登録 無料

(2) 学童クラブ登録 条例に定める学童クラブ利用料

- 2 前号に掲げるもののほか、教材等を使用する場合には、その実費について自己負担とすることができる。

(経費)

第11条 あいキッズに係る経費については、予算の範囲内において、教育委員会及び区が負担する。

(所管)

第12条 あいキッズは、教育委員会事務局学校地域連携担当課を主管課とし、子ども家庭部子ども政策課と一体的な協力体制の下運営する。

- 2 前号に定めるもののほか、教育委員会、実施場所の区立小学校及び子ども家庭部は、連絡調整を行い、あいキッズの運営にあたる。

3 次の各号に掲げるあいキッズの運営全般に関するものについては、教育委員会が所管する。

(1) 運営委員会の設置 あいキッズの運営全般に関し、行政関係者、学校関係者及び区民等を構成員とした運営委員会を設置し、別に定めるところにより、検討及び協議を行う。

(2) 運営連絡会の設置 区立小学校毎のあいキッズの運営に関し、行政関係者、学校関係者及び区民等を構成員とした運営連絡会を設置し、別に定めるところにより、検討及び協議を行う。

(3) エリアマネージャーの配置 区立小学校毎のあいキッズの円滑な運営を図るため、主として、関係者間の連携調整、保護者及び地域等による協力支援、並びに運営連絡会の運営等を担う者として、別に定めるところにより、エリアマネージャーを配置する。

(4) 児童指導員及びプレイングパートナーの配置 学童クラブ登録の生活指導、あいキッズの安全管理、遊び場の指導及び利用者の入退会等の事務等を担う者として、児童指導員及びプレイングパートナーを配置する。

(5) 地域サポーターの配置 地域社会との交流を図るため、地域サポーターを配置することができる。

(準用)

第13条 区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について（昭和53年4月1日板総総発第27号板橋区教育委員会、板橋区教育委員会教育長、板橋区教育委員会事務局所属職員、区立学校その他の教育機関の長及び事務職員あて板橋区長通知）に基づき、区長から教育委員会に委任した学童クラブに係る事務については、学童クラブに係る規則、要綱、要領その他の規定の全部又は一部を準用して執行する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、学校地域連携担当課長が、子ども家庭部子ども政策課長と、協議して別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。